

平成 24 年 11 月 5 日

各 位

「中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関」の認定について

当組合は、平成 24 年 11 月 5 日付にて「中小企業経営力強化支援法（詳細は下記を参照願います。）に基づく経営革新等支援機関」に認定されました。

当組合は、既に経済産業省中小企業庁実施している「中小企業支援ネットワーク強化事業」における支援機関として、外部専門家等と連携し、地域企業の経営課題解決や経営力の強化に取り組んでいるところですが、今般「中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関」に認定されたことを受けて、それぞれの支援機関と連携して、財務内容やその他経営状況分析、事業計画の策定などの支援事業にも取り組んでまいります。

記

1. 中小企業経営力強化支援法の目的及び概要

【目的】

- ① 中小企業の経営課題は、多様化・複雑化している。そのため、財務及び会計等の専門的知識を有する者（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等）による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定を行い、中小企業の経営力を強化すること。
- ② 内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達が困難など、資金面での問題が生じているため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化すること。

【概要】

- ① 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者に対し、経済産業大臣が「中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関」として認定する。認定を受けた支援機関は中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う。
- ② 認定された支援機関は、中小企業基盤整備機構から専門家派遣等の協力を受けられる。

- ③ 金融機関及び認定された支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行を行う中小企業は、保証協会の「経営力強化保証制度（信用保証料の優遇）」の利用ができる。

2. 当組合の取組む、主な支援内容

- ① 財務内容やその他経営状況の分析
- ② 産学金連携による異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画や策定に係る指導及び助言
- ③ 事業計画の策定支援・実行支援
- ④ 創業支援
- ⑤ 事業承継

以上

本件に関するお問い合わせ先 推進部 河内 Tel : 0238-84-2397
